

X. 学習の手びき

I. 履修要項

第1章 総則

(目的)

第1条 「愛知学泉短期大学学則」第4章、第5章により、授業科目の履修に関する事項はこの要項の定めるところによる。

第2章 学年、学期および単位制

(学年と学期)

第2条 学年は、前期と後期の2学期に分けられる。

(時間数と単位)

第3条 全ての授業科目は単位数によって表示される。

各授業科目に関する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

毎週2時間の授業×15週＝2単位

(90分授業は2時間分の授業とみなされる。)

(2)演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

毎週2時間の授業×15週＝1単位〔30時間の場合〕

(3)実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

毎週3時間の授業×15週＝1単位〔45時間の場合〕

第3章 授業科目および単位数

(授業科目、開講学期、単位数)

第4条 授業科目の名称、開講学期、単位数は別表（カリキュラム表）のとおりである。

(授業時間、休講)

第5条 授業時間は次のとおりとする。

講義・演習及び実習の場合

時限	1	2	3	4	5
時間	9:15～10:45	10:55～12:25	13:15～14:45	14:55～16:25	16:35～18:05

実験・実習の場合

時限	1.5	3.5
時間	10:10～12:25	13:15～15:30

また、集中講義については一定期間に集中して行う。実施日時はその都度掲示する。

2. 短期大学または授業担当者において、やむを得ない事情により休講することがある。休講連絡は掲示にて連絡するが、携帯電話の情報サービスからも見ることができる。授業開始時刻を30分過ぎても開始されない場合は休講となり、後日補講を行う。
3. 暴風警報・特別警報が発令された場合の授業は次のとおりとする。
 - ①午前7時まで(7時を含まない)に解除の場合 → 1限目より開講
 - ②午前7時以降(7時を含む)8時まで(8時を含まない)に解除の場合 → 2限目より開講 (10時10分からの実験実習は開講)
 - ③午前8時以降(8時を含む)10時まで(10時を含まない)に解除の場合 → 3限目より開講
 - ④午前10時までに解除されない場合 → 終日休講
 - ⑤登校中・登校後に暴風警報が発令された場合 → 発令以降は休講
 - ⑥学生本人の居住地に特別警報が発令された場合は、安全を最優先に考えて行動してください。通学が困難で欠席した場合は、後日すみやかに教務課に欠席届を提出してください。特別警報により欠席した場合の措置については、個々の状況により柔軟に対応します。

(出欠席の扱い)

第6条 出欠席の扱いについては以下のとおりとする。

1. 授業開講数は15回とする。従って、授業出席回数が、授業開講数の3分の2に満たなければ、単位取得資格を失う。その他の開講数の授業については、別途指示をする。
2. 欠席は授業開講数の3分の1までとする。(教育実習、学外実習等含む)。
3. 公欠は認めない。
4. 学校感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱等）にかかった場合、学校保健安全法施行規則に従う。医師において伝染のおそれがないと認められたとき出席できる。
発症した場合は、直ちに教務課へ連絡し、後日「学校感染症報告書」（教務課にあり）に医療機関受診証明書を添えて教務課へ提出すること。
5. 教育実習、学外実習以外で、欠席する場合は、事前に欠席届を記入し指導教授の確認印をもらったのち教務課へ提出すること。また、事故、災害、病気、忌引きなどの突発的な理由が生じたときは、直ちに教務課へ連絡の上、後日欠席届を提出すること。（「欠席届」用紙は教務課でもらうこと）
6. 教育実習、学外実習で欠席した上に、下記のようなやむを得ないと考えられる事情で、授業出席回数が3分の2に満たない場合は、教授会で審議の後、授業開講数の3分の2の授業出席回数を満たすよう補填授業を実施する。

欠 席 理 由	添 付 書 類
就職試験・進学試験	受験証明書
病気	医師の診断書
忌引き（4親等まで）	会葬礼状
交通機関の事故	遅延証明書
天災その他災害	
公式試合（オーケストラを含む）	参加証明書
その他	証明書

第4章 履修単位および履修方法

(進級要件)

第7条 各学科の進級の目安を以下に定める。

(1)食物栄養学科

- ア 1年次に履修すべき科目数の4分の3を上回って単位修得されてなければならない。

※21科目が対象となり、16科目以上を単位修得していなければならない。

(6科目以上、不可の場合は進級できない)

イ 1年次に履修すべき科目のGPAが0.7以上でなければならない。

※32単位が対象となり、GPを23ポイント以上獲得しなければならない。

※履修すべき科目とは、卒業必修、栄養士必修の科目のこと。

(2)幼児教育学科

ア 1年次に履修すべき科目数の4分の3を上回って単位修得されてなければならない。

※31科目が対象となり、24科目以上を単位修得していなければならない。

(8科目以上、不可の場合は進級できない)

イ 1年次に行うことが設定されている実習は、当該年度内に行われ、その単位修得が認められていなければならない。

※教育実習Ⅰ、保育実習Ⅰの単位修得及び見込みがなければならない。

ウ 1年次に履修すべき科目のGPAが0.7以上でなければならない。

※45単位が対象となり、GPを32ポイント以上獲得しなければならない。

※履修すべき科目とは、卒業必修、教職必修、保育士必修の科目のこと。ただし、教育実習Ⅰ、保育実習Ⅰ、レクリエーション論、レクリエーション演習は除く。

(3)生活デザイン総合学科

ア 1年次に履修すべき科目の取得単位8単位を上回って単位修得されていなければならない。

イ 1年次に行うことが設定されている学びとライフプランニングⅠは、その単位修得が認められていなければならない。

(卒業要件)

第8条 本短期大学を卒業するためには、2年以上在学し、次に定める単位を修得しなければならない。

食物栄養学科	基礎科目12単位以上 専門科目52単位以上	総計64単位以上
幼児教育学科	教養科目12単位以上 専門科目46単位以上	総計62単位以上
生活デザイン総合学科	ベーシックフィールド 4ユニット	14単位以上 24単位以上

上記を含め

総計64単位以上

(履修科目の履修年次)

第9条 各科目は原則として、別表に定める開講期に先立って履修することはできない。

第5章 履修および登録

(履修登録手続き)

第10条 学生は、毎学期の始めに履修しようとする授業科目の履修登録票を提出しなければならない。

2. 履修登録手続きの具体的な方法については別に定める。

(履修登録の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数は、各学科50単位までとする。ただし、成績の状況により、履修科目の単位数の上限を以下のとおり緩和、制限する。

1. 履修登録上限単位

履修登録できる50単位の範囲は、講義及び演習、実験実習科目とし、学外実習科目は除く。

2. 履修登録緩和要件

履修科目の緩和上限単位数は、1年次に開講している講義、演習、実験実習科目のGPAが3.0以上で、55単位までの履修ができる。

3. 履修登録制限要件

履修科目の制限単位数は、1年次に開講している講義、演習、実験実習科目のGPAが1.0未満で、45単位までの履修とする。

(履修登録の無効)

第12条 同一時限に行われる授業科目を重複して登録はできない。

2. 重複登録を行った場合は、両科目の登録を無効とする。

(履修登録の期間)

第13条 履修登録は、短期大学が定める期間中に行わなければならない。ただし、病気、休学などやむを得ない理由により所定期間に履修登録が不可能な場合は、直ちにその旨を教務課へ届け出て、その指示を受けなければならない。教務課へ届け出ることなく履修登録を行わなかった場合は、特別の理由のない限り、その期の履修を認めない。

(履修登録変更の禁止)

第14条 履修登録完了後は、特別の理由のない限り、変更を認めない。

第6章 成績および単位認定

(単位の認定)

第15条 履修登録に基づき授業科目を履修した者に対しては、学修状況とその成果を考査した結果、学業成績を判定し、授業担当教員がその科目の終了を認定して、所定の単位を与える。

(外国における取得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、外国の短期大学及び大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することができる。

2. 前項の規定は、留学して得た学修の成果について、15単位を超えない範囲で本学における授業科目を修得したものとみなすことができる。

3. 短期語学研修での単位認定について、本学における授業科目を2単位修得したものとみなすことができる。但し、幼児教育学科においては2単位修得したものとみなす。

(学業成績の判定)

第17条 学業成績は「短期大学試験要項」により実施される試験の成績に基づいて判定する。

2. 本試験等は、当該学期の学費等を納入した者でなければ、受験することができない。

(学業成績評価の基準)

第18条 学業成績の評価は、60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

2. 学業成績通知書における表記は下記のとおりとする。

表記	内容
秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不	59点以下
放	出席時数不足のため評価できない

棄 本試験無断欠席

(欠席による不認定)

第19条 次の各号いずれかに該当する者は不認定とする。

1. 正当な事由なく、本試験もしくは追試験・再試験を欠席した者
2. 試験がレポート提出および作品提出によって行われる場合は、正当な事由なく、レポートおよび作品を期限内に提出しなかった者
3. 正当な事由なく、各科目において出席回数が10回に満たなかった者

(試験における不正行為)

第20条 試験において不正行為があった場合は、短期大学試験要項により処分する。

(成績の通知)

第21条 修得した授業科目の成績は、次の学期の履修登録期間までに本人に通知する。

第7章 既修得単位の認定

(入学前取得単位)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修し取得した授業科目について15単位を超えない範囲で、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(再入学者の既修得単位)

第23条 再入学を許可された者の既修得単位の全部または一部を、本短期大学の単位として認定することができる。

附則 この要項は令和2年4月1日から施行する。

GPA制度について

【制度の概要】

グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度とは、欧米の大学で採用されている一般的な成績評価方法であり、グローバル化時代における国際的な評価システムです。

【導入の目的】

学修の状況及び成果を示す指標としてGPAを算出することにより、学生の学習意欲の向上及び適切な修学や進路指導に利用することを目的としています。

GPA制度は、単位を修得できなかった不合格科目も成績に加算されるため、不合格科目が多いとGPAが低くなり、勉学意欲や取り組み方がはっきりと表れます。

【活用方法】

当該学期のGPAが1.3未満の学生に対し、学生自身の履修計画の指導に活用したり、指導教授等の面談による修学指導に利用します。また、奨学金候補者や留学候補者等の選考等、退学勧告に利用されることもあります。

【GPA算出方法】

履修登録した科目の成績評価（秀・優・良・可・不可）を4～0までの点数（GP：Grade Point）に置き換え、それぞれの単位数を掛けて、履修登録単位数の合計で割った平均点です。

（GP基準）

成績評価	秀（S） 90点以上	優（A） 89点～80点	良（B） 79点～70点	可（C） 69点～60点	不可 59点以下
GP	4	3	2	1	0

（学期GPAを算出する計算式）

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{当該学期に評価を受けた各授業科目のGP} \times \text{当該授業科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計 (不可・放棄の単位数を含む)}}$$

※ GPAの種類には、通算GPA、年度GPA、学期GPAがあります。本学では学期GPAを導入します。

※ GPAは、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で表示します。

※再履修科目の不合格科目についてもGPAに算入されます。

※卒業要件科目以外は、GPAの算出対象となりません。

【GPA制度に伴う履修上の注意】

履修においては、計画性のない過度な履修をしたり、履修放棄などをするとGPAが下がり、修学指導を受けることになったり特別講義を受講することになります。

従って、科目選択はシラバスの内容をよく確認して慎重に行ってください。